（新入会員用）

表札申込みについて

1. 表札の掲示について

・行政書士法施行規則　第２条の１４に

「行政書士は、その事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない。」とあります。

・登録になりましたら、事務所には表札や看板を掲示して下さい。

２．入会時の表札について

・入会時には、基本的な表札を配布致します。

・様式は３㍉厚プラ板(白)に黒文字で「栃木県行政書士会会員」と「（事務所名）」が入ります。

・サイズは１００㍉×４５０㍉で、掲示場所に合わせてタテ型・ヨコ型を選択できます。

・申込書に必要事項を記入願います。申請時にご提出下さい。

　　　　　　　　　　　　　↓タテ型　　　　　　　↓ヨコ型

**栃木県行政書士会会員**

**栃木県行政書士会会員**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ここに事務所名称が入ります）

|  |
| --- |
| **表　札　申　込　書** |
| 申　込　者　氏　名 | 印　　 |
| 希望形式（○で囲む） | タテ型 | ヨコ型 |
| 事　務　所　名　称 |  |